

2021年2月9日

株式会社 佐賀共栄銀行

未利用口座管理手数料の新設について

株式会社佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、長期間ご利用されていない普通預金口座等が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座・貯蓄預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合の自動解約に係る定めを新設させていただきます。また、本件に伴い預金規定の改定を行いますので併せてお知らせいたします。

当行では、今後もお客さまにご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」の内容

項目	内容
適用対象	2021年4月1日（木）以降に開設された全ての普通預金口座（総合口座を含む）・貯蓄預金口座
未利用口座管理手数料	年間 1,320円（消費税込み）
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ（当該預金の利息入金を除きます）またはお引き出し（本手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたはお引き出しがない普通預金（総合口座含む）・貯蓄預金が対象となります。 ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。 <ul style="list-style-type: none">・当該口座の残高が10,000円以上である場合・お取引店舗において、他のお預かり金融資産（定期性預金、投資信託等）がある場合・お取引店舗において、お借入がある場合
未利用口座の取扱い	(1) 未利用口座となった場合、事前にお客さまの届出住所あてに文書にてご案内をいたします。 (2) ご案内の発送後、一定期間（3ヶ月程度）を経過しても、お取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。 (3) 残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としし、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約いたします。

2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、2021年4月1日（木）より以下のとおり預金規定を改定いたします。本規定は、改定日以降、新規に普通預金等を開設されたお客様から適用となります。

「未利用口座管理手数料」条項の新設 普通預金規定、貯蓄預金規定

【未利用口座管理手数料】

- (1) 未利用口座管理手数料は、当行が定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、当行が定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合（ただし、2021年4月1日以降に開設された口座に限ります。）には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となりかつ残高が当行が定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座手数料の引き落としを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引き落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務管理グループ 中島
TEL 0952-22-2244